

消費者信用訴訟と再審判例の最近の動向

明治大学法科大学院教授

中山 幸 一

最近、中国の民事訴訟法が改正されて、強制執行と再審制度の改正がなされたと聞きました。昨年三月に、ここ南京師範大学で、日本の民事執行法についてお話ししましたので、今回は、再審制度について報告させていただきます。日本と中国の民事訴訟法の最新状況について情報交換を行い、相互の比較と理論的刺激になればと願っております。

I 日本の再審制度の基本構造

再審制度は既判力制度と相まって、確定判決の安定性と覆滅可能性を限界づけています。

再審の認められる範囲が広ければ、それだけ既判力の安定性が狭められ、逆に再審の門が狭ければ、確定判決の安定性が高まるからです。再審事由をどう規定するかは、それぞれの国の司法政策の問題といえましょう。そして、その司法政策には、審理の充実度、証拠収集手段の強弱、裁判官と弁護士との量と質、訴訟にかかる時間と費用、裁判所の権威に対する国民の信頼など、種々の要因が複雑に絡まっていると考えられます。

日本の近代的民事訴訟法は、ドイツの民事訴訟法をモデルとして、一八九〇年に制定されました。当初の民事訴

訟法には、再審を求める訴えとして「判決取消の訴」と「原状回復の訴」の二種を規定していました。両者を合わせ、再審制度の内容は、訴訟手続に重大な瑕疵があった場合または判決の基礎資料に重大な誤りがあった場合に、確定判決の既判力を排除して事件の再審理を求めるというものでした。不利な判決を受けた当事者からの不服申立てにより開始するもので、中国のように、人民法院の職権による再審や監督機関たる人民檢察院による再審開始というものは存在しません。

再審事由としては、二種の訴えを合わせて一一の事由が規定されていました。⁽¹⁾ 代表的なものを挙げれば、除斥されるべき判事が裁判に関与したとき、当事者が適法に代理されなかったとき、判事が職務上の罪を犯したとき、判決の基礎となった証拠が偽造されたとき、判決が既判力に抵触するとき、新たな証書を発見したとき、などがあります。⁽²⁾ 注目されるのは、現行法と異なり、新証拠の発見が再審事由とされていたことです。

一九二六年の民事訴訟法の大改正では、訴訟遅延対策として職権強化が図られました。それまでの当事者自治を基調とする自由主義的な民事訴訟法を軌道修正して、訴訟手続の職権進行主義や職権証拠調べなど、裁判所の役割が強化されました。再審制度については、名称が「再審の訴え」に一本化されるとともに、確定判決の安定性を重視して、新証拠の発見という再審事由が削除されています⁽³⁾（旧民事訴訟法四二〇条）。その結果、既判力の遮断効は（比較法的に見て）大変厳しいものとなりました。すなわち、判決の基準時たる口頭弁論終結時までに客観的に存在していた事実・証拠は、当事者が知りえたか否かを問わず、すべて既判力により遮断され、その後いかに重要な証拠を発見しても真実に反した判決を覆すことができないからです。当時の立法者の見解によれば、国家意思の宣言である終局判決が確定した以上、既判力により紛争の蒸し返しは許されないのでが大原則であり、既判力を排除する再審の訴えは特に例外的な非常救済手段と位置づけられる、訴訟になった以上は全力を挙げて証拠を収集す

べきで、判決確定後の証拠発見で紛争の蒸し返しを認めると確定判決の權威を低下させる、というものであります。私見によれば、この立法判断にはやや疑問があります。証拠収集の手段が貧弱なままで既判力の遮断効果を厳格にするのは、理論体系上バランスを欠くと思われるからです。

その後、幾たびか民事訴訟法の小改正がなされ、最近では一九九八年に大改正が行なわれましたが、基本的には、再審事由の大きな変更はありません。立法過程では若干の再審事由の追加が提案されましたが、採用されませんでした⁽⁴⁾。現行民事訴訟法三三八条一項には、次の一〇個の再審事由が列挙されています。

- ① 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと、
- ② 法律上判決に関与できない裁判官が関与したこと、
- ③ 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと、
- ④ 裁判官が事件について職務上の罪を犯したこと、
- ⑤ 他人の犯罪行為により自白をしたこと又は攻撃防禦方法の提出を妨害されたこと、
- ⑥ 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたこと、
- ⑦ 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者の虚偽の陳述が判決の基礎となったこと、
- ⑧ 判決の基礎となった民事判決、刑事判決又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと、
- ⑨ 重要事項について判断遺脱があったこと、
- ⑩ 判決が以前の確定判決と抵触すること。

再審の手続構造については、一九九八年の法改正で変革がなされ、再審事由の審理と本案の審理が分離され、前者は決定手続、後者は判決手続で審理されることになりました。従来は、両者ともに判決手続で審理し、再審事由

が認められれば引き続き本案を再審理し、元の判決が不当であればその判決を取り消し新たな判決を下すという形式でした。改正後の再審手続では、再審事由があるか否かをまず決定手続で審理し（同三四五条）、再審事由がない場合には再審請求が棄却されます。再審事由が認められれば再審開始決定が下され（同三四六条）、これに対する不服申立ての機会を与えます。開始決定が確定してはじめて本案の再審理が行なわれる仕組みとなっています（同三四八条）。

再審開始後の本案訴訟も、通常の訴訟と同じく、基本的に三審制が適用されます。控訴審の確定判決を取り消すときは、控訴審からの審理が再開されます。再審の訴えを提起できるのは、再審事由を知った日から三〇日の期間内であり、判決確定から五年を経過するとはや提起することができないものとされています。ただし、代理権欠缺と既判力抵触の場合は、期間制限がありません（同三四二条）。

Ⅱ 再審事由の類推解釈の可否

解釈論としても、再審制度をごく例外的な非常救済手段であると位置づける立場が基調をなしています。そこで、再審事由は限定列举であり、再審事由の拡大解釈・類推解釈は許されない、という解釈傾向を生みました。そして、長らく、この考え方が日本の通説として判例・学説を支配してきました。

典型的な事例として、公示送達をめぐる再審の可否の問題があります。

一九三五年一月二六日大審院判決の事例は、被告の住所を調べればすぐ分かるのに原告がこれをせず、住所不明として公示送達の申立てをしたため、被告が訴訟の存在を知らず敗訴判決が確定していたという事案でした。被告が後に判決の存在を知って再審の訴えを提起しました。当時の民事訴訟法四二〇条一項三号（現行三三八条一項

三号に相当)には、再審事由として「法定代理権若しくは訴訟代理権又は代理人が訴訟行為を為すに必要な授權の欠缺あるとき」と規定されていました。大審院は、再審事由は嚴格に解釈すべきであるとして、次のように判示しました。「確定判決の訴訟手続は法定代理人若しくは訴訟代理人によってなされたものではない。したがって、法定代理権若しくは訴訟代理権又は代理人が訴訟行為を為すに必要な授權の欠缺あるものとは言うことができない」と洵に明瞭であるから民事訴訟法四二〇条一項三号の再審事由に該当しない」。

一九八二年五月二七日最高裁判所判決も、原告が被告の住所を知らながら公示送達を申し立てた事案で、同旨の判断を下しています。この論法でいく限り、被告に送達書類が届かなかつたために被告が訴訟の開始を知らず、欠席のまま敗訴判決を受け確定していたという場合、代理人による訴訟行為を為したわけではありませんから、三号の再審事由が認められる余地はないこととなります。送達の瑕疵や送達の擬制により、訴状が実際に(7)被告に届かないことがあります。再審による救済の可能性は堅く閉ざされることとなります。

これに対して、学説上、再審事由の類推解釈を認める見解が有力になってきました。虚偽の公示送達の申立てがなされた場合にも、上述の判例に反対して、三号の再審事由を認めるべきであるとする学説が主張されています。(8)上村明広教授は、三号の再審事由をより広く捉え、三号は法的審問請求権の保障を基礎とする規定であつて、その典型的な場合として代理権欠缺を挙げたにすぎないとしています。それゆえ、被告が自己の責めなしに訴訟を知らなかつた場合には、三号を類推適用すべきは当然である、と述べています。

Ⅲ 消費者信用の発展と債権取立訴訟の増加

従来、民事再審の件数が比較的少数であることから、再審制度をめぐる見直しの動きは鈍く、(理論的な関心か

ら一部学説上は新たな解釈論や立法論が提起されていたものの、変革の必要性は必ずしも共通認識に至りませんでした。

ところが、消費者信用の普及と発展により、様相が変わってきました。特に、一九八三年の貸金業規制法の施行により、裁判外の過酷な取立て・暴力的取立てが禁止されて以来、裁判所を使つての貸金業者や信販会社からの取立訴訟が激増し、その中に、法律上禁止された高利の利息契約や本人の知らないうちに他人が名義を冒用して契約を締結した事例が相当数含まれていたからです。もちろん、取立訴訟の被告とされた消費者が、訴訟上そのような事実を主張して、自己の債務の不存在を主張・立証すれば問題がないのですが、数多くの訴訟の中で、被告たる消費者が実質上裁判手続に関与する機会を与えられないまま判決が確定している事例が顕在化してきたのです。これを契機に、実務上も、再審制度の機能の見直しと再審事由の拡大ないし類推を検討する必要に迫られた、ということができます。

IV 最近の判例の新たな動き — 手続保障の重視と再審の拡大 —

一九八〇年代から、消費者信用訴訟に関連して、下級審の裁判例にいくつかの新しい動きが見られました。そして、最高裁でも、一九九二年に手続保障を重視した判例が登場し、その一五年後の昨年三月、さらに一歩進める判例が下されました。ここでは、最高裁の注目すべき2つの判例を挙げて、再審制度をめぐる新たな動向を紹介しましょう。

(1) 一九九二年九月一〇日最高裁判決・民集四六卷六号五五三頁

事案は次のようなものです。浪費癖のある妻が次から次へとバッグや衣服等を購入し、その代金を消費者クレジットを利用して立替払で支払う契約を締結していたのですが、夫に無断で夫を主債務者、妻を連帯保証人として契約していました。後に業者から夫婦に対して立替金請求訴訟が提起されました。訴状と期日呼出状が自宅あてに送達されたのですが、送達当時、大人が不在だったため、七歳の娘が訴状を受領しました。この訴状が父親に渡されなかったため、被告たる父親は何も知らず期日に欠席し、欠席判決が下されました。判決も自宅に送達され、今度は妻が受領しましたが、無断で契約した事実の発覚を恐れて、夫に渡さず隠してしまいました。その後夫婦は離婚しましたが、九年後になって、夫が業者から給料を差し押さえる旨の通告を受けました。弁護士に相談して調べたところ、確定判決の存在を知った、というものです。夫は、当時の民事訴訟法四二〇条一項三号の再審事由に当たるとして、再審の訴えを提起しました。最高裁は、七歳の幼児に交付した訴状の送達は無効であり、有効な送達となさず被告が訴訟に関与する機会が与えられないまま判決が下されたときは、三号の代理権の欠缺があった場合と別異に扱う理由はないとして、再審を認めました。

この判決では、訴状の送達に瑕疵があり、有効な訴状の送達がなかった事案で再審を認めたものですが、もし、妻が訴状を受領して隠していたらどうなるかが、次の課題として判例批評で指摘されていました。この課題に答えたのが、昨年下された次の判例です。

(2) 二〇〇七年三月二〇日最高裁決定・民集六一巻二号五八六頁

この事案では、同居していた義理の親子が問題となりました。父親Aが貸金業者から一〇〇〇万円を借り、無断で娘の婿Bを連帯保証人にしました。後に、ABを被告として貸金返還請求訴訟が提起されました。訴状が自宅に

送達され、義理の父Aが娘婿B宛ての訴状も同居人として受領しましたが、名義冒用の発覚を恐れて隠してしまつた、という事案です。後に、Bが不動産の差押えを受けて、確定判決の存在を知り、再審の訴えを提起しました。

この事件では、まず、Bに対する訴状の送達が有効か否かが問題となりました。第一審および第二審の裁判所は、同居人が受領すれば補充送達の効力が生ずるとして、有効な訴状送達だから再審事由に当たらないとしました。最高裁は、補充送達は有効としつつ、名義冒用した受領者が利害関係の対立する被告に訴状を交付しないため、被告が訴訟提起を知らないまま判決されたときは、三号の再審事由に当たる、と判示しました。

この判決は、訴状の送達に瑕疵がなくとも、現実には被告に訴状が届かず、被告の知らない間に判決が下され確定していたときは、再審を認めてよいとするもので、手続上重大な瑕疵があった場合に既判力の排除を認めるという従来の再審制度の理解を超えるものとして、画期的な意義を有します。被告の手続関与の機会を實質的に保障する考え方として、注目されます。

このような判例の流れに鑑みて、今後、公示送達や付郵便送達が有効になされた場合でも、実際に被告に到達せず、被告が知らない間に下された欠席判決に対しては、再審による救済が認められる可能性が大いに高まったということができるとでしょう。確定判決の安定性よりも実質的な手続保障を重視し、裁判を受ける権利の水準を向上させる動向として、積極的に評価し、見守っていきたいと思います。

(注)

(1) 当時の民事訴訟法四六八条には、取消の訴の再審事由として、①規定に従い判決裁判所を構成しなかつたとき、②除外された判事が裁判に参与したとき、③忌避された判事が裁判に参与したとき、④原告または被告

- が適法に代理されなかったとき、が規定されていた。また、四六九条には、原状回復の訴の再審事由として、⑤刑法に掲げた職務上の義務に違反する罪を犯した判事が裁判に参与したとき、⑥法定代理人または訴訟代理人が訴訟に関して犯罪をおかしたとき、⑦判決の憑証となった証書が偽造または変造されたとき、⑧証人・鑑定人・通訳が偽証罪を犯したとき、⑨判決の基礎となった刑事判決が破毀されたとき、⑩判決が以前に確定した判決に抵触するとき、⑪相手方または第三者の所為により以前に提出できなかった証書で当事者に有利な裁判を導くものを発見したとき、が規定されていた。
- (2) ほかにも、原告と被告の共謀により第三者の債権を詐害する判決を下したときは、第三者が現状回復の訴えを準用できるものとされていた(四八三条)。これはフランス法の系譜に由来する。
- (3) 前注の詐害再審も廃止され、逆に判断遺脱の再審事由が新設された(後掲の九号参照)。
- (4) 詐害再審の復活や確定判決の騙取を再審事由に追加する案が検討された。
- (5) 大判昭和一〇年一二月二六日民集一四卷三四号二二二九頁。
- (6) 最判昭和五七年五月二七日判時一〇五二号六六頁。
- (7) 送達の本来の目的は、訴訟上重要事項の確実な通知にある。それゆえ交付送達を原則とする(二〇一条)。公示送達は、住所不明の被告に対して裁判所の掲示場に告知書を掲げるだけで送達の効力が生じる(一一一条)。補充送達は、被告の同居人に交付した時点で送達の効力が生じる(一〇六条)。付郵便送達は、書留郵便で郵便局から発送した時点で送達の効力が生じる(一〇七条三項)。これらの場合、被告に訴状が届かなくても送達の効力を認めるという意味で、「送達の擬制」ということができる。
- (8) 兼子一・新修民事訴訟法体系四一三頁、注解民事訴訟法・第七卷一三頁(小室直人)、新実務民事訴訟法講

座・第三卷三二〇頁（三谷忠之）、条解民事訴訟法一二六八頁（松浦馨）等。

(9) 注釈民事訴訟法・第九卷三八頁（上村明広）。

(10) 中国では、判決確定後一年以内に執行申立てをしなければならぬものとされている（執行時効制度）。日本では、強制執行に期間制限はない。ただし、判決で確定した債権は一〇年で消滅時効にかかる（民法一七四条の二）ことから、その直前になって執行申立てをする例が少なくない。

〔補遺〕

本稿は、二〇〇八年二月二〇日、南京師範大学で開催された国際シンポジウム「中日民事法律研讨会」において中山が行なった報告の原稿に加筆したものである（中国語訳・顧曉氏・神奈川大学法学修士、現中央総合法律事務所所属中国律師）。当日のシンポジウムでは、劉敏教授の司会の下、李浩教授はじめ南京師範大学の教授、大学院生、江蘇省高等裁判所再審部判事及び南京市中級裁判所・地区裁判所判事の方々から、数多くの質問が出され、実に活発な議論が展開された。李浩教授からは、当日の配布資料として、「中国民事訴訟法修改的基本問題」と題する論稿とその日本語訳（趙莉講師訳）が提供された。また、昨年二月一日に日本で行なわれた劉敏教授の講演「中国民事訴訟法の改革方向」も大いに参考になった。さらに、昨年三月一四日及び一五日に南京師範大学で開催された中山の講演「日本の民事執行法の改革の動向」と民事訴訟法セミナーにおける議論も、執行法や人事訴訟法を含む中日民事手続法の比較検討の機会となった。これら相互の最新状況の報告と討論により、中日民事訴訟法における共通点と相違点が鮮明となり、両国の基本構造の比較と認識を大いに深めることができた。このような機会を企画・仲介いただいた円谷峻明治大学法科大学院教授及び南京師範大学法学院の関係者の方々に心から感謝したい。

今回のシンポジウムにおいて提出された質問に関連して、ここに若干の補足を付け加えておきたい。また、末尾に、中国民事訴訟法の再審に関する最近の改正につき、その要点を付記して参考にしてほしい。

1. 既判力の基準時と遮断効

日本では、確定判決の既判力により、口頭弁論終結時まで存在していた事実や証拠は、同一事項に関する以後の訴訟で提出することができなくなる。これを遮断効という。口頭弁論終結までに存在した事実は、当事者が主張できたはずである、という考えを基礎とする。しかも、遮断効は当事者の知不知を問わないのが通説・判例である。したがって、当事者は当該訴訟の中で、全力を挙げて事実を調べ、証拠を収集しなければならないということの意味する。かつては、新証拠の発見が再審事由とされていたため、口頭弁論終結前に存在していた事実と証拠を再審の訴えにより提出することができたが、一九二六年の改正法により、この再審事由が削除されてしまったため、遮断効が一層強化された。

2. 再審の訴えと請求異議の訴えの役割分担

これに対して、口頭弁論終結後に発生した事実は、既判力により遮断されず、後の訴訟で新たに提出することができる。例えば、一〇万円の支払を命ずる判決が確定し、既判力が発生しても、その後に債務者が一〇万円を支払ったときは、以後の訴訟において弁済という事実に基づく債務の消滅を主張することができる。したがって、勝訴原告が確定判決に基づいて強制執行してきたときは、敗訴被告はこれを争うことができる。ただし、これは再審の訴え（民事訴訟法三三八条）によるのではなく、執行法上の「請求異議の訴え」（民事執行法三五条）による。請求異議を認める判決は、前訴の確定判決を取り消すのではなく、その執行力を排除するだけである。判決主文には、

「この確定判決に基づく強制執行は許さない」と記載される。つまり、確定判決に誤りはなく（判決の基準時に債務は存在した）、その後に関係が変動（債務が消滅）したため、判決の執行力が消滅した、と考えるのである。中国では、請求異議の訴えという制度がなく、再審の訴えが日本の請求異議の訴えの機能をも果たしているようである。

3. 期待可能性の理論

上述の遮断効に関する通説に対して、最近、学説上異論が唱えられている。前訴で主張することに期待可能性がなかったときは、遮断されない、という理論である。具体的には、連帯債務者の一人が弁済をしていたが、その事実を知らないまま敗訴した被告は、既判力の遮断効が及ばず、後に弁済の主張することが許されるとする。そもそも口頭弁論終結時までに提出することが期待できないときは、遮断効の正当化根拠が妥当しない、との考えを基礎とする。この見解は、未だ学界の多数説にまでは至っておらず、有力説に留まる（新堂幸司、高橋宏志、井上治典ら）。立法論としては、再審事由に新証拠の発見を復活させることが、理論体系上つきりすると思われる。

4. 訴訟件数に占める再審訴訟の割合

最高裁判所の『二〇〇六年度司法統計年報』によれば、全国五〇地方裁判所における民事通常訴訟（行政訴訟・人事訴訟・手形小切手訴訟を除く）の新受件数は、一四八、七六七件であり、そのうち再審訴訟は二二六件である（〇・〇〇一五％）。また、全国四四八簡易裁判所の民事通常訴訟の新受件数は三九八、三六一件（外に少額訴訟は二二六、二六一件）であり、そのうち再審訴訟は二九件である（〇・〇〇〇七％）。全国八高等裁判所の控訴・上告事件は一五四一六件であり、うち再審訴訟は三五二件である（〇・〇二三％）。最高裁判所の上告（一九七四件）・上告受理（二三七三件）・特別上告事件（六八件）の合計は四四一五件、うち再審訴訟は一六件である

(なお、特別抗告一三四八件、許可抗告五一一件、抗告事件の再審が三二二一件である)。単純に比較することはできないが、中国の再審訴訟は約〇・一%といわれるから、日本の再審訴訟の件数より相当多く、再審制度の果たしている機能も大きいと思われる。

〈中国の再審制度の特徴と最近の法改正の要点〉

中国の現行民事訴訟法は、一九九一年四月九日に制定されたが、この間に、中国の経済、社会、生活条件に大きな変化が生じ、訴訟法に關しても理論研究の著しい進展と新たな裁判例の蓄積が見られる。そこで、二〇〇三年に全国人民代表大会常務委員会で民事訴訟法の改革が立法計画として盛り込まれた。強制執行法、証拠法を民事訴訟法から分離する案など、抜本的な改正提案も出されたが、民事訴訟法の全面改正には更に時間を要し、第一〇期の人民代表大会の任期が迫っていることから、今期はとりあえず再審制度と強制執行につき改正を行い、他の改革は次期の全人代に委ねることになった。今回の民事訴訟法の一部改正は「民事訴訟法の修正に關する決定」と称され、二〇〇七年一〇月二八日の全国人民代表大会常務委員会を通過し、二〇〇八年四月一日に施行される予定である。

1. 再審制度の基本構造

中国の再審手続は、審判監督手続とも呼ばれる。これは、旧ソ連及び東欧の社会主義国の伝統であり、誤りのある確定判決に対して、当事者の申立てによるほか、裁判所の職権による再審開始と、檢察機關の法律監督権に基づく再審開始とがある。この三本立ての構造は、今回の改正でも基本的に維持された。

2. 再審事由の細分化

現行民事訴訟法一七九条は、次の五つの再審事由を定めている。

- ① 判決を破棄するに十分な新証拠があること
 - ② 判決が認定した事実証拠が不足していること
 - ③ 判決の法適用に明らかな誤りがあること
 - ④ 人民法院が法定手続に違反し、それが公正な判決を下すことに影響したこと
 - ⑤ 裁判官が事件に関し賄賂を受け、違法な裁判を行なったこと
- 今回の改正法では、一七九条一項で再審事由を細分化し、同二項に包括的な規定を置いている。細分化により、再審開始の可否につき明確な基準が確立されることを目指したものである。
- 一七九条一項には、以下の一三個の再審事由を列挙する。
- ① 判決を破棄するに十分な新証拠があること
 - ② 判決が認定した基本事実証拠がないこと
 - ③ 判決が認定した事実の主要証拠が偽造されたものであること
 - ④ 判決が認定した事実の主要証拠が当事者間で交換されなかったこと
 - ⑤ 客観的な原因により当事者が必要な証拠を自ら収集できないため、書面により人民法院にその収集を申し立てたにもかかわらず、人民法院が調査収集をしなかったこと
 - ⑥ 判決の法適用に明らかな誤りがあること
 - ⑦ 法律の定める管轄に違背したこと
 - ⑧ 法律に従い裁判所を構成しなかったこと、又は回避すべき裁判官が回避しなかったこと
 - ⑨ 訴訟無能力者が法定代理人の代理なしに訴訟を行い、又は訴訟に参加すべき者が帰責事由なく訴訟に参加しな

かったこと

⑩ 法律に違反し当事者の弁論権を奪ったこと

⑪ 召喚状の手續を経ずに欠席判決を下したこと

⑫ 判決が請求を逸脱し、又は範圍を超えていること

⑬ 判決の依拠した法律文書の内容が取り消され、又は変更されたこと

また、一七九条二項には、次のように規定する。

「人民法院が法定手續に違反し、それが公正な判決を下すことに影響したとき、又は裁判官が事件に関し賄賂を受け、違法な裁判を行なったときは、人民法院は再審を行なわなければならない。」

3. 再審の管轄裁判所の整備

現行民事訴訟法一七八条によれば、当事者は原判決を下した法院又はその上級審の法院に再審の申立てができるものとされている。その結果、原審の法院と上級審の法院の両方に再審を申し立てる例が多く、重複再審の弊害を生じた。そこで、改正法は、上級審の法院に申し立てるものとして再審の管轄を一本化した。

4. 檢察機關の審判監督手續の整備

人民檢察院が審判監督権を行使して再審を求めたときは、人民法院はこれを受理した時から三〇日以内に再審を開始すべきものと明規した。また、審判監督権を行使すべき事由を当事者の再審事由と同じく一五個とした。

以上